

## 豊後大野市子ども医療費助成制度について

平成 30 年 4 月 1 日より、小中学生の医療費の窓口負担がなくなります

- ★小中学生の助成方法が変わります。(未就学児の変更はありません)
- ★小中学生も、医療機関の窓口で新しい受給者証を提示することで、医療機関での窓口負担分(健康保険適用分)を支払う必要がなくなります。
- ★対象は県内の医療機関ですので、県外受診はこれまでどおり市役所窓口にて申請の上で、償還払いとします。

### 変更前・変更後の比較 (※小中学生の助成方法のみ抜粋)

#### 【変更前】

	助成方法
通院 調剤	① 医療機関等の窓口で、自己負担額を支払う。 ② 市役所窓口にて申請 ③ 後日、指定口座に振込
入院	① 医療機関で、子ども医療受給資格者証を提示 ※窓口負担無し



#### 【変更後】

	助成方法
通院 調剤 入院	① 医療機関等で、子ども医療受給資格者証を提示 ※窓口負担無し

※以下の場合には医療機関等での窓口精算ができませんので、現行通り市役所窓口での申請による償還払いとします。

- ① 新制度の受給資格者証を提示できないとき
- ② 入院時の食事療養費
- ③ はり、きゅう、整骨院等での受診
- ④ 県外の医療機関等での受診
- ⑤ その他県内の一部当制度非対応の医療機関等での受診

### 公費負担者番号について (平成 29 年度(現行)の番号と変更はありません。)

乳幼児 : 8 3 4 4 9 3 6 3

小中学生 : 8 3 4 4 8 3 6 5